

インターネットの利用に関する校内取り扱い規定

(本規定のねらい)

第1条 この規定は、「[三重県学校ネットワークの利用に関するガイドライン](#)」(三重県教育委員会 平成12年4月1日)及び「[インターネットの利用に関するガイドライン](#)」(津市教育委員会 平成11年4月1日実施)「[津市個人情報保護条例](#)」(平成18年1月1日)に基づき、津市立神戸小学校におけるインターネットの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(インターネット利用のねらい)

第2条 学校においてインターネットを利用するにあたっては、児童及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合学習の視点からの教育の推進等、教育課程の推進に寄与するよう努めなければならない。

(インターネットの主な利用形態)

第3条 インターネットの主な利用は、次の各号に定めるものとする。

- 一 情報発信及び受信 特別活動や各教科での学習事項のまとめ等を、学校のホームページで発信すると同時に、意見等を受信する。
- 二 情報検索及び収集 学習に関連する情報を検索、収集したり、関連する質問を送ったりして回答を得る。
- 三 教材作成 授業で活用できる画像データや文書データを収集し、加工して、教材づくりに活用する。
- 四 国内及び国際交流 電子メールにより、国内及び海外の都市、学校等との交流を行う。

(個人情報の保護)

第4条 インターネットで住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、個人の顔写真、その他の個人情報の発信は禁止する。

第5条 ホームページには、児童の活動写真及び学習活動などにおける児童の作品や成果を発信する際に、名前を併記することができる。ただし、事前に児童本人及び、保護者など関係者の同意を得て、その範囲は必要最小限のものとする。

第6条 ホームページに発信した個人情報について、本人もしくは保護者から、訂正・削除の要請があった場合には、速やかに適切な措置を講じなければならない。

第7条 児童及び教職員は、受信した個人情報を編集・加工してはならない。また、再発信を行ってはならない。

(教職員による指導の徹底)

第8条 教職員は、著作権、知的所有権に配慮し、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、児童の情報モラルの涵養を図る。

第9条 教職員は、インターネットの特性を考慮して、教育上有害な情報の取り扱いなどの指導を徹底する。

(禁止事項)

第10条 発信する内容について、人権を侵害する言語、表現、内容等があってはならない。

第11条 非合法的な情報や公序良俗に反する情報等、学校教育において望ましくない情報の送受信を行ってはならない。

第12条 インターネットに接続した各種コンピュータ等の機能、公共のネットワーク、あるいはインターネットに支障を与えてはならない。

第13条 インターネットを通して得られた情報における知的所有権を侵害してはならない。

第14条 インターネットを通して商用その他の営利活動を行ってはならない。

第15条 個人・団体を誹謗中傷する内容の情報を送受信してはならない。

(ホームページ上での明記)

第16条 本規定をホームページ上に必ず明記するものとする。

(本規定の見直し)

第17条 学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、ここに規定した事項の見直しの必要が生じたときは、見直しを行うものとする。